

# 大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 平成31年4月10日(水)午後3時00分～午後3時30分
2. 開催場所 大和高田市役所 3階西会議室
3. 出席委員 (17名)

農業委員	氏名	農業委員	氏名	推進委員	氏名
1	森本 輝雄	8	中江 彰	1	岡本 勝康
2	今村平治郎	9	上田美加子	2	寺田 勉
3	鶴山 久雄	10	前田 全計	3	稲岡 丈介
4	欠 席	11	藤岡 秀信	4	吉岡 重治
5	奥本 正嗣	12	弓場 一郎		
6	木下 浩明	13	本郷 保則		
7	梅田 昌宏				

4. 欠席委員 4番 小川隆興 (1名)

## 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第5条規定による申請の件

議第2号 農地法第18条第6項規定について通知の件

議第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

議第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第1項規定による農用地利用配分計画について

議第7号 その他

1) 農地法施行規則該当転用について

2) 畑作転換承認申請について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 龍 節子

事務局補佐 東浦章仁

## 7. 会議の概要

議長 ただ今から4月委員会を開催致します。

本日は、委員12名出席されておりますので総会は成立していることを報告致します。小川委員から、所用のため欠席される旨の連絡をいただいております。

推進委員の方は全員出席いただいております。

(会長あいさつ)

議長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致します。

私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議 長 異議なしの声がありましたので、本日の議事録署名委員に6番、木下委員さんと8番、中江委員さんのお二人を指名致します。

続いて議事日程、第2、会議書記の指名には、事務局の龍局長と東浦補佐を指名しますので、よろしくお願い致します。

それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。まず、議第1号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議第1号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。

本件は、市街化調整区域の農地を売買による所有権移転及び使用貸借権の設定により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字池田□□□番1(田)1,217㎡、譲受人、香芝市、□□□□□□、譲渡人、磯野東町、□□□□、申請地は、売買による所有権の移転により、露天駐車場への転用申請でございます。場所は、調査順序表第3番目、JR陵西踏切より□へ約□□mのところでございます。

番号2番、申請地、大字池田□□□番3(田)1,189㎡、借受人、大字池田、□□□□株式会社、貸渡人、大字池田、□□□□、使用貸借による権利設定で、太陽光発電設備への転用申請でございます。場所は、調査順序表第2番目、特別養護老人ホーム、慈光園□□でございます。

番号3番、申請地、大字秋吉□□番8(田)586㎡、譲受人、大阪市、□□□□譲渡人、大字奥田、□□□□、売買による所有権の移転で、一戸建専用住宅への転用申請でございます。場所は、調査順序表第5番目、秋吉池より□□へ約150mのところでございます。

番号4番、申請地、大字出□□□番6(畑)393㎡、借受人、寝屋川市、□□□□貸渡人、大字出、□□□□、使用貸借による権利設定で、一戸建専用住宅への転用申請でございます。場所は、調査順序表第6番目、高田バイパス 出交差点より□□へ約□□□mのところでございます。

以上、議第1号につきましては4件の申請で、いずれも申請に伴う書類等は具備致しております。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。

番号1、大字池田の□□□□□□さんの申請であります。申請地の現況は、休耕されています。周囲の状況は、北側は雑種地 南側は宅地 東側は鉄道用地 西側は道路です。西側に擁壁を設け、地上げし土砂の流出がないように造成されます。隣接農地はございません。雨水は、自然浸透で西側の既設水路に排水されます。池田水利組合からの同意を得ています。周囲への被害はないものと思われ。農地部会としては妥当な申請であろうという審議結果でした。

番号2 大字池田の□□□□□□□□さんの転用の申請ですが、申請地の現況は、耕作されています。周囲の状況は、南側と西側は農地 東側は宅地 北側は里道です。現況のまま整地し、土砂の流出がないように造成されます。隣接農地の方々や池田水利

組合からも同意を得ています。雨水は、自然浸透で北側の既設水路に排水されます。周囲への被害はないものと思われまます。農地部会としては妥当な申請であろうという審議結果でした。

番号3 大字秋吉の□□□□の転用申請ですが、申請地の現況は、耕作されています。周囲の状況は、北側は道路、南側と東側は農地、西側は宅地です。東側に擁壁をもうけ、地上げし土砂の流出がないように造成されます。汚水は、浄化槽を設け、雨水とともに北側既設水路に排水されます。隣接農地の方や秋吉水利組合からも同意を得ています。周囲への被害はないものと思われまます。農地部会としては妥当な申請であろうという審議結果でした。

番号4 大字出の□□□□さんの一戸建専用住宅への転用の申請であります。申請地の現況は、果樹畑です。周囲の状況は、北側は農地、南側と西側は宅地、東側は道路です。周囲に擁壁をもうけ、地上げし土砂の流出がないように造成されます。

汚水は、浄化槽を設け、雨水とともに東側既設水路に排水されます。隣接農地の方や出水利組合からも同意を得ています。周囲への被害はないものと思われまます。

農地部会としては妥当な申請であろうという審議結果でした。

以上、農地部会での審議結果を報告させていただきます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて事務局から、農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について説明をお願いします

事務局

それでは説明させていただきます。番号1番大字池田の申請ですが、農地区分は、近鉄築山駅から約□□□m内に位置し、第2種農地に該当いたします。

まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しが添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後よりすぐに着手し約1ヶ月でとのこととありますので確実と考えます。また、計画面積につきましては、賃貸駐車場としての利用であり、計画図からして適当であると判断致します。

番号2番、大字池田の□□□□の申請につきましては、こちらも近鉄築山駅から約1キロ内に位置し、第2種農地に該当致します。

まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で銀行の残高証明書が添付されており、事業計画の内容から転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後よりすぐに着手とのこととありますので確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画図のパネルの配置状況からして、適当な面積であると判断致します。

番号3番、大字秋吉の申請ですが、10ha未満の集団の農地内に位置し第2種農地に該当致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は借入金でまかなう計画で、銀行の融資申込書が添付されており、事業計画内容から転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後よりすぐに着手し約半年で完成とのことです

ので確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画図の住宅の配置状況からして、妥当な面積であると判断致します。

番号4番、大字出の申請ですが、水管、ガス管の埋設された4m以上の道路に面し、周辺に公共施設があり、第3種農地に該当致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は借入金でまかなう計画で、銀行の融資申込書が添付されており、事業計画内容から転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後よりすぐに着手し約半年で完成とのことですので確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画図の住宅の配置状況からして、妥当な面積であると判断致します。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この議第3号について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。

12番事務局 　池田の申請についてですが、この申請地への進入路はあるのですか。

南側、ゆうゆうの駐車場との間に里道がございますのでそこから進入するとのことでした。軽トラ1台分の道幅がございます。

3番事務局 　南側の田の□□さんのところを仮に道路広げて進入するような話を聞いています。先には、そのようなお話もお聞きし一時転用の申請されるようにお聞きしていましたが、里道を使って侵入するようになったとお聞きしています。

議長 　他にご意見、ご質問ありませんか。ないようですので、採決致します。

議第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手でお願い致します。(全員挙手)

議長 　全員賛成ですので、議第1号は県へ送付することに決定致します。

続いて議第2号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第2号、農地法第18条第6項について通知の件について説明致します。

本件は、農地の耕作について、解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。

番号1番、申請地、大字秋吉□□□番1(畑)122㎡、借受人、大字秋吉、□□□□、貸出人、和歌山県、□□□□ 相続人、□□□□、解約理由は、高齢のためでございます。以上、議第2号につきましては1件の通知でございます。

議長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手でお願い致します。

(なしとの声あり)

議長 　質問等ないようですので、議第2号、農地法第18条第6項について通知の件につきましては、事務局処理と致します。

それでは続いて議第3号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。

本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課より当委員会に、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。

産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。元号は5月1日に令和と改元されますが、議案書作成時期が発表前で

したので、平成で記載しておりますのでそのままご説明申し上げます。

整理番号1番、利用権の設定を受ける者、葛城市、□□□□、利用権を設定する者、大字松塚、□□□□□、利用権を設定する農地、大字松塚、□□□番1(田)701㎡、□□□番(田)1,009㎡、□□□番(田)1,777㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付しての利用で、期間は、公告日の翌日から平成34年3月31日までの約3年間でございます。

整理番号2番、利用権の設定を受ける者、東雲町、□□□□、利用権を設定する者、大字松塚、□□□□、利用権を設定する農地、大字松塚□□□番1(田)709㎡、利用権の種類は、賃貸借権の設定により、野菜を栽培しての利用で、期間は、平成31年6月1日から平成34年5月31日までの3年間でございます。賃料は1筆4,820円です。

整理番号3番、利用権の設定を受ける者、磯野町、□□□□、利用権を設定する者、中三倉堂二丁目、□□□□、利用権を設定する農地、大字東中□□□番(田)1,947㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付しての利用で、期間は、公告日の翌日から平成34年5月31日までの約3年間でございます。

整理番号4番、利用権の設定を受ける者、檀原市畝傍町、公益財団法人、担い手・農地サポートセンター、利用権を設定する者、檀原市、□□□□、利用権を設定する農地、大字松塚□□□番1(田)1,840㎡、中間管理権の設定により、利用期間は、公告日の翌日から平成41年3月31日までの約10年間でございます。

整理番号5番、利用権の設定を受ける者、檀原市畝傍町、公益財団法人、担い手・農地サポートセンター、利用権を設定する者、大字松塚、□□□□、利用権を設定する農地、大字松塚□□□番(田)858㎡、中間管理権の設定により、利用期間は、公告日の翌日から平成41年3月31日までの約10年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることなどの各要件を満たしております。

この内容をご承認頂ければ、市の産業振興課に対しましてその旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問などありませんか。

6番 　確認なのですが、サポートセンターへの貸付は、白紙委任で10年貸付しなければならないと聞いていますが。

事務局 　貸付先は白紙委任で所有者の方から任されておりますが、農業委員会に対して貸付希望農地の通知はいただいております。地元の担い手の方に相談させていただいております。10年が原則となっておりますが、なかなか所有者にとって10年は長いということで最低5年から引き受けていただいております。

議長 　他にありませんか。ないようですので、採決致します。

それでは、議第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第3号につきましては、産業振興課に対し原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。

次に議第4号を議題と致します。事務局からの説明をお願いします。

事務局 議案書3頁、議第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農地利用配分計画について説明致します。

本件は、農地の所有者から農地を借り受けた農地中間管理機構が、その借り受けた農地を次の耕作者に貸すための手続きとして農地利用配分計画を定める必要があります。農地中間管理機構が農地利用配分計画を定める場合には、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定によりまして、市町村に対し、その計画案を提出するよう求めることが出来るとされていることから、市町村がその計画案を作成するにあたり、必要と認めるときは農業委員会の意見を聴くものされています。今回、市の産業振興課で農地利用配分計画案が作成されましたので、議案第4号のとおり農業委員会に対し意見を求められましたので、本日も審議頂くものでございます。

番号1番、利用権の設定を受ける者、宇陀市、□□□□、利用権を設定する農地、大字松塚□□□番1(田)1,840㎡、大字松塚□□□番(田)858㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付けしての利用で期間は、県認可公告日の翌日から平成41年3月31日までの約10年間でございます。現に権利の設定を受けている者、公益財団法人、担い手・農地サポートセンターでございます。

以上、農地利用配分計画については1件でございます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見ご質問等ございませんか。

議 長 質問はございませんか。ないようですので採決致します。

それでは、議第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農地利用配分計画について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第4号につきましては、許可相当の意見を付し、市の産業振興課へ回答することに決定致します。

次に議第5号その他の1番を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議第5号、その他の1番、農地法施行規則該当転用届について説明致します。本件は、農地の転用の制限の例外として農地法施行規則第29条第1号に定められた転用届出でございます。

番号1番、届出地、大字根成柿□□□番2の一部(畑)394㎡の内125.24㎡、申請人、樫原市、□□□□、届出による農地の利用は、農業用倉庫としての利用でございます。場所は、部会調査順序表第4番目、ネオシティ大和高田□□です。

以上、その他の1番、農地法施行規則該当転用届については1件の届出で、農家判定書等の申請書類は具備致しております。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 事務局より説明が終わりましたが、農地部会で現地調査を願っておりますので調査結果の説明を願います。

部会長 農地部会より報告させていただきます。樫原市の□□さんの届出です。現在、畑として耕作されております。現状のまま整地し、土砂の流出がないように造成されます。周囲への被害はないものと思われま。農地部会では妥当な申請であろうという審議結

果でした。以上報告させていただきます。

議 長 　ただ今、部会長並びに事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見ご質問等ございませんか。

（なしの声あり）

議 長 　ご意見、ご質問ないようですので、採決致します。それでは、議第5号、その他1番、農地法施行規則該当転用届について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議第5号、その他1番につきましては、事務局処理に決定致します。次に議第5号、その他の2番を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 　議第5号、その他2番、畑作転換申請承認について説明致します。

番号1番、申請地、大字有井□□□番1（田）419㎡申請人、大字有井、□□□□、田から畑への変更でございます。作付計画は野菜を作付、利用方途は、自家消費で、盛り土計画約50cm、自己管理にて耕作するとのことです。場所は、調査順序表、第1番目、市役所より□へ約250mのところでした。

以上、畑作転換申請の承認につきましては1件の申請で、書類上は具備されております。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査を願っておりますので、農地部会長より調査結果の説明をお願いします。

部会長 　それでは、報告させていただきます。

有井の畑作転換につきましては、現況は、休耕されております。道路よりかなり低くなっておりますので、盛り土し野菜の作付をしやすくするため申請されました。

周囲に農地はなく、周囲に土砂の流出の無いように盛り土するとのことで、被害はないものと思われまます。農地部会では妥当な審議結果でした。以上報告させていただきます。

議 長 　それでは、事務局並びに農地部会長より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 　なしとの声がありましたので採決致します。

それでは、議第5号、その他2番、畑作転換申請を承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議第5号、その他2番、畑作転換申請については事務局処理に決定致します。

議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。ないようでしたら、委員の皆様、大変ご苦勞様でした。

これで4月の定例委員会を終らせて頂きます。お疲れ様でした。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長	今 村 平治郎
署名委員	木 下 浩 明
署名委員	中 江 彰